

マルチサポート事業（オリンピック競技）ターゲット競技選定要項

平成25年2月14日
スポーツ・青少年局長決定
平成26年11月18日
一部改正

1. 選定対象とする競技

マルチサポート事業（オリンピック競技）ターゲット競技（以下「ターゲット競技」という。）は、選定時点において開催都市が決定しているオリンピック競技大会の実施競技から選定する。

2. 選定基準

（1）実績による評価

下記の競技大会の実績により評価する。

- ・ 連続メダルの獲得状況
- ・ 過去2大会のオリンピック競技大会の成績
- ・ 過去1大会のアジア競技大会の成績
- ・ 過去4年以内の主要国際競技大会の成績

（2）強化戦略プランによる評価

中央競技団体が策定する強化戦略プランにより、目標設定や強化・育成計画及び実現可能性等を評価する。

（3）アスリートの状況による評価

次期オリンピックでメダル獲得が期待される潜在的能力を有するアスリートの状況や当該競技で実績を持つアスリートのコンディション等を評価する。

（4）国際的なスポーツ動向等による評価

世界の趨勢の中での日本の競技レベルの状況や競技特性（体力差の影響が少ない競技、強豪国が分散している競技、メダル数が多い競技）等を評価する。

3. 選定方法

上記2の選定基準及び別に定める選定チームにより、ターゲット競技を選定する。

4. 決定方法

上記3で選定されたターゲット競技により、スポーツ・青少年局長が決定する。

5. ターゲット競技とする期間

決定したターゲット競技は、中央競技団体の強化・育成計画やサポートの継続性等に鑑み、原則として、次期オリンピック競技大会が開催される年度末までとする。

ただし、中央競技団体の強化戦略プランや潜在的能力を有するアスリートの状況等も踏まえ、次期オリンピック競技大会の開催2年前に、必要に応じて中間見直しを行うこととする。

なお、不測の事態等により強化戦略プランの変更等が生じる場合はこの限りではない。